

事前調査結果の報告が義務になりました! ~ 2022年4月1日着エのエ事から ~

事前調査

建築物、工作物、船舶の解体・改修作業を行うときは、 原則全ての工事で、石綿等の有無の調査(事前調査) を行うことが必要です。

- 工事の規模や請負金額に関わりなく必要です。
- 建築物、船舶の事前調査は、2023 年 10 月から必要な知識を有する者に調査を行わせることが必要になりました。
- 工作物の事前調査は、2026 年1月から必要な知識を有する者に調査を行わせることが必要になります。



事前調査結果の報告

一定規模以上の工事は、あらかじめ電子システムで労働基準 監督署に事前調査結果の報告を行うことが必要です。

(様式第 1 号による報告書の提出で代えることもできます。)



建築物の解体・改修工事

- ▼ 工事に係る部分の床面積の合計 が80㎡以上の解体工事
- 請負代金が 100 万円以上の 改修工事



工作物の解体・改修工事

■ 厚生労働大臣が定めるものの解体・改修工事で、請負代金が 100 万円以上のもの



船舶の解体・改修工事

総トン数が 20 トン以上のもの

石綿事前調査結果報告システム

石綿事前調査結果報告システムを使用すれば、労働基 準監督署と自治体の両方に報告することができます。

システムの利用にはGビズIDが必要です。
 GビズID取得の上、石綿事前調査結果報告システムを利用してください。





Gビズ I D

石綿事前調査結果報告システム

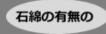
■ 詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください。

• 石綿障害予防規則の概要、解体・改修工事のマニュアルなどの情報を掲載しています。









知 識 を 有

する方等に行

わ

U

ることが必

要

1

な

り ま

す

事前調査は資格者が実施することが義務となりました! ~ 2023年10月1日から~

調 訶

建築物、工作物、船舶の解体・改修作業を行うときは、 原則全ての工事で、石綿等の有無の調査(事前調査) を行うことが必要です。

- 工事の規模や請負金額に関わりなく必要です。
- 建築物、船舶の事前調査は、2023 年 10 月から必要な知識を有する者に調査を行わせることが必要になりました。
- 工作物の事前調査は、2026 年1月から必要な知識を有する者に調査を行わせることが必要になります。

建築物の解体・改修工事





種別	調査できる対象物
・特定建築物石綿含有建材調査者・一般建築物石綿含有建材調査者・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者	すべての建築物
・一戸建て等石綿含有建材調査者	一戸建ての住宅 共同住宅の住戸の内部

● 愛知県内で講習を行っている機関

公益社団法人愛知労働基準協会		中央労働災害防止協会 中部安全衛生サービスセンター	具系統具
名古屋市中区栄2丁目9番26号 ポーラ名古屋ビル内		名古屋市熱田区白鳥 1-4-19	
052-221-1436	回路發展	052-682-1731	
建設業労働災害防止協会 愛知県支部	回转接回	一般社団法人刈谷労働基準協会	
名古屋市中区栄3丁目28番21号 愛知建設業会館4階		刈谷市高松町1丁目29番地	
052-242-4441		0566-21-6337	
株式会社建設業安全推進協会	回溯回	株式会社レント レント教習センター愛知	恩數學恩
愛知県名古屋市中村区名駅四丁目2番28号		清須市春日宮重 18	
052-526-2511		054-265-2320	
東海安全教習センター株式会社	■£% ■	これらの機関以外の講習情報は、	回频 频回
小牧市大字大草五反田 2192-14		「石綿総合情報ポータルサイト」	
0568-39-6703		内の「講習会情報」をご参照ください。	首機縣

工作物の解体・改修工事 ◆次の方に行わせることが必要です(2026年1月から)。*1



【特定工作物のうち、炉設備、電気設備、配管設備、貯蔵設備等】

·工作物石綿事前調査者

【特定工作物のうち、建築物と一体となっている設備 又は

工作物(特定工作物除く)のうち、石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等】

- 工作物石綿事前調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、若しくはこれらの者 と同等以上の能力を有すると認められる者
- 愛知県内で講習を行っている機関 (これらの機関以外の講習情報は「石綿総合情報ポータルサイト」内の「講習会情報」をご参照ください。)

一般社団法人刈谷労働基準協会 刈谷市高松町1丁目29番地 0566-21-6337



公益社団法人愛知労働基準協会 名古屋市中区栄2丁目9番26号 ポーラ名古屋ビル内 052-221-1436



船舶の解体・改修工事



●次の方に行わせることが必要です。*1

- ・船舶石綿含有資材調査を行う者で、船舶石綿含有資材調査者講習を受講し修 了考査に合格した者
- 上記と同等以上の知識を有すると認められる者

分析調査

● 次の方に行わせることが必要です。

- ・厚生労働大臣が定める分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者
- (公社) 日本作業環境測定協会の「石綿分析技術の評価事業」で A ランク、B ランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
 ・ (一社) 日本環境測定分析協会の「アスペスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)修了者」
 ・ (一社) 日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスペスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」
 ・ (一社) 日本環境測定分析協会に登録されている「アスペスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」

- (一社) 日本繊維状物質研究協会の「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材 中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

*1 石綿障害予防規則第3条第3項各号に規定する場合を除きます。





